

ヘシ（栗塚曰）其寄託ヲ已ムヲ得サル寄託ト稱ストスルヲ可ト
ス可決ス

（栗塚曰）第二項但以下ヲ刪リシハ刑法ノ規定ヲ民法ニ記スヘ
キモノニアラスト云フニアリ（清岡曰）不可抗ニシテ且不測ト
云フハ火災洪水等ノ解釋ナルヘシ（栗塚曰）不可抗ニシテ且不
測ノ事變ト云フカ主的ニシテ火災洪水等ハ其例ヲ舉ケタルニ過
キス（清岡曰）不可抗ニシテ且不測ト云ヘハ不可抗ト不測トノ
二要件アラザレハ已ムヲ得サル寄託ト云フヲ得サルカ如シ（元
尾崎曰）強要セラレタルト云フハ權當ナラス（榎村曰）不可抗
ト不測トハ離ルヘカラス不可抗アルモ豫メ用心スルヲ得ヘキモ
ノアレハナリ

第九百十七條 旅店主人及ヒ下宿屋主人ハ自己ノ方ニ止宿セシ旅人
ノ攜帶シタル手荷物ニ付テハ已ムヲ得サル受寄者ト看做サル（第

千九百五十二條乃至第九百五十四條）

舟車運送人及ヒ其他水陸運送營業人ノ營業力商業ナルトキハ自己
ニ運送ヲ任カセラレタル荷物ニ關シテモ亦同シ（第一千七百八十二
條佛商第九十六條以下）

然レトモ本條ニ定メタル受寄者ハ有價名義ニ於ケル契約者ノ通常
ノ責任ニ從フ

（栗塚曰）本條ハ報告委員ニテ第一項ノ旅人トアル旅ヲ刪リ第
二項ハ其他ノ下水陸運送ノ營業人ノ自己ニ運送ヲ任カセラレタ
ル荷物ニ關シテモ亦同シ但其營業力商業ナルトキニ限ルトセリ
（清岡曰）旅ノ字ヲ刪リ止宿セシ人ト云ヘハ意味廣漠ニ失スヘ
シ（村田曰）旅人ノ旅ハ存セサルヘカラス存置スルニ決ス（清
岡曰）第二項ハ但書ノ必要ナシ（栗塚曰）人力車夫ハ運送人中
ナルモ商業部内ニアラサルヲ以テ其取除ヲ明記セサルヘカラス

（榎村曰）人力車ハ假令商業外ナルモ已ムテ得サル受寄者トス
 ルヲ得サル理由ナシ（清岡曰）商業外ナルモ營業人ナルヲ以テ
 之ヲ別段ニ附スルヲ得ス依テ原案ノ儘ニスルヲ可トス（榎村曰
 ）營業力商業ナルトキハト云フハ不可ナリ（栗塚曰）然ラハ水
 陸運送ノ下營業ノ二字ヲ删除スヘシ可決ス

昭和十三年六月八日寫了司法省法律調査會藏書

日本學術振興會

